

## 方法論パネルで審議すべきポジティブリスト・方法論について

### 1. オフセット・クレジット(J-VER)制度関連文書におけるポジティブリスト・方法論策定に関する規定

オフセット・クレジット（J-VER）制度では、制度の対象とするプロジェクト種類について、ポジティブリストに追加し、適格性基準、方法論を策定・公表することとしており、その検討にあたっては、①認証運営委員会において、本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクト種類をポジティブリストに追加すること、②認証センターにおいて、ポジティブリストのプロジェクト種類、適格性基準、方法論に関する意見を広く一般より受け付けること、③認証運営委員会において、必要に応じて方法論パネルの勧告に基づき承認に係る決定を行うこと、④方法論パネルは、認証運営委員会の指示に基づき、ポジティブリストや方法論についての技術的審議を行うこと、⑤ポジティブリスト、適格性基準、方法論の策定にあたっては、パブリックコメントを経ること、などを規定している。

（参考）オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則及びオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程における関連規定

オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 2. 2①

「J-VER 認証運営委員会は、プロジェクト実施のニーズ等を踏まえ、採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクト種類をポジティブリストに追加し、その適格性基準及び方法論を策定・公表する。策定にあたっては、パブリックコメントを経ることとし、必要に応じて事前に方法論パネルにより適格性基準及び方法論の検討を行う。

認証センターは、ポジティブリストのプロジェクト種類、適格性基準及び方法論に関する意見を広く一般より受け付ける。」

オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程第 3 条 1.

「運営委員会は、必要に応じて方法論パネルの勧告に基づき、ポジティブリスト及び方法論の承認に係る決定を行う。」

オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程第 5 条 2.

「方法論パネルは、ポジティブリスト・方法論の追加、見直し及びその他の関連する事項につき、運営委員会の指示に基づき、技術的観点から審議を行う。」

## 2. オフセット・クレジット(J-VER)創出モデル事業における採択案件の適格性基準・方法論の作成について

環境省では、平成 20 年 11 月 14 日から 12 月 5 日までの間、オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクトのアイデアをモデル事業として募集した。募集の結果、34 件の応募があり、以下の採択基準に従い、専門家からなる審査委員会の意見を頂きながら選定を行い、6 種類 9 件のプロジェクトアイデアを採択した (参考資料 4-1)。

### (採択基準)

- 追加性の考え方、排出削減量の算定方法、モニタリング方法等の提案は妥当なものか。第三者の検証に耐えうるものか。
- 他の市民、企業等による主体的な排出削減努力、具体的な地球温暖化対策の実施を呼び起こす契機となるか。その政策的効果として大幅な排出削減量が見込めるポテンシャルがあるか。
- 温室効果ガス排出削減以外のコベネフィット (経済発展など他の分野における好影響) としてどのようなものがあるか。それは政策的に意義あるものか。また、プロジェクト自体は環境社会影響評価上問題ないか。
- プロジェクトとしての実現可能性は高いか。

### (採択したプロジェクト種類)

- 化石燃料から間伐由来木質バイオマスへのストーブ燃料代替
- 化石燃料から製材端材由来木質バイオマスへのストーブ燃料代替
- 化石燃料から製材端材由来木質バイオマスへのボイラー燃料代替
- 小水力発電による系統電力代替
- 廃食油由来のバイオマス燃料製造
- 下水汚泥由来のバイオマス燃料製造

### (事務局による推奨)

方法論パネルに対し、これら 6 種類 9 件の採択案件をもとに、適格性基準・方法論の案を作成し、パブリックコメントを経た上で、認証運営委員会に勧告を行うよう指示を行う。適格性基準・方法論案の作成にあたっては、必要に応じ、既存の適格性基準・方法論との統合や、プロジェクト種類の統合・組み換えを行ってもよいこととする。

### 3. 気候変動対策認証センターにおいて受け付けたその他の提案について

2. における応募案件のほか、気候変動対策認証センターでは、平成 20 年 11 月 14 日以来、平成 21 年 3 月 9 日までの間、16 件のプロジェクト種類の提案を受けている(参考資料 4-2)。これらに対し、事務局において、スクリーニング評価を行い、以下の案件については更に検討を進めることとしたい。

(1) 方法論パネルにおいて適格性基準・方法論の策定可能性について検討を進める案件

	プロジェクト種類	プロジェクト概要	事務局による暫定的な評価
1	茶園からの N2O 発生量削減	農作物栽培における窒素含有肥料の投入による土壌からの亜酸化窒素 (N2O) 発生を抑制するため、現行肥料と一緒に石灰窒素、硝化抑制剤などを施肥する。	窒素系肥料の投入による土壌からの N2O 排出の算定方法は我が国のインベントリで確立されている。当プロジェクトの窒素系肥料量のモニタリング及びベースラインの設定等方法論の確立は可能。
2	低タンパク配合飼料利用による N2O 排出削減	畜産において、飼料の低タンパク化 (N 削減) をはかることにより家畜排泄物中の N を削減し、家畜廃棄物由来の N2O 排出量を削減。	プロジェクト実施により、家畜排泄物由来の N2O が減少していることが明確でモニタリング可能なのであれば、方法論となりうる。
3	バイオガスコージェネレーション	マンションなどの集合住宅で設置される生ゴミの集中処理システムを利用してバイオガスを発生させ、そのバイオガスを使ってコージェネを稼働し、マンションの共用部の電気・熱の需要に用いる。	削減規模や今後のポテンシャル、モニタリング方法と精度、経済性分析等を見極める必要はあるが、技術的には有効な方法論となりうる。
4A	炭化装置から発生する排熱の有効利用による化石燃料代替	炭化装置から発生する排熱を炭材の乾燥熱源のみならず、農作物苗床の加温、たい肥製造での発酵促進のための加温などを行うことで、化石燃料を代替する。	類似の方法論は京都メカニズムにおいて策定されており、削減ポテンシャルも大きいと考えられるため、追加性の証明条件を設定できれば、有効な方法論となりうる。
4B	ボイラー廃熱の回収・利用	既存のボイラーに熱交換器を設置し、ボイラー給水の予熱に利用。	

(事務局による推奨)

上記の評価を踏まえ、①茶園からの N2O 発生量削減、②低タンパク配合飼料利用による N2O 排出削減、③バイオガスコージェネレーション、④排熱の回収・利用の 4 つのプロジェクトアイデアについて、適格性基準・方法論の策定可能性について検討を進め、このうち可能なものについては、速やかに適格性基準・方法論の案を作成し、パブリックコメントを経た上で、認証運営委員会に勧告を行うよう、方法論パネルに指示を行う。

(2) オフセット・クレジット (J-VER) 創出モデル事業採択案件の検討において参考とする案件

	プロジェクト種類	プロジェクト概要	事務局による暫定的な評価
1	廃油由来 BDF による 路線バスの運行	路線バスの燃料を軽油から BDF に転換することにより、軽油の使 用量を削減。	オフセット・クレジット (J-VER) 創出モデル事業の採択案件「廃食油 由来のバイオマス燃料製造」と併せ て方法論化を検討することが可能。
2	廃食油を用いた BDF 製造と車両等への利用	一般廃棄物回収業者が回収した廃 食油を用いて BDF を製造し、廃 棄物回収用トラック等の燃料とし て使用。	
3	下水汚泥の燃料利用	現在未利用である下水汚泥の処理 方法を変更し、燃料代替すること で、汚泥処理設備の燃料、及びセ メント会社での石炭利用量を削 減。	オフセット・クレジット (J-VER) 創出モデル事業の採択案件「下水汚 泥由来のバイオマス燃料製造」と併 せて方法論化を検討することが可 能。

(事務局による推奨)

上記のプロジェクトアイデアについては、オフセット・クレジット (J-VER) 創出モデル事業において採択したプロジェクト種類と類似するため、それらプロジェクト種類の検討において参考とするよう、方法論パネルに指示を行う。

(3) 継続審議とする案件

	プロジェクト種類	プロジェクト概要	事務局による暫定的な評価
1	茶園土壌への炭素固定	微生物などにより土壌中の有機物 が分解され CO <sub>2</sub> が放出されない よう、土壌への有機物の施用 (有 機肥料、木炭等の炭化物など) を 行う。	現状では土壌への有機物の施用に よる炭素固定量はインベントリに 計上されていないが、次期枠組の農 地管理(RMU)となる可能性がある ため、国際交渉の状況を踏まえつつ 検討する必要がある。なお、炭素固 定量の永続性について技術的観点 からの検討が必要。
2	木炭の農地施用による 炭素貯留	木炭を土壌改良資材として農地施 用して炭素地中貯留を行う。	現状のインベントリでは伐採木材 製品は伐採即排出と仮定して算定 されており、炭素固定効果は認めら れていないが、国際交渉の状況を踏 まえつつ検討する必要がある。
3	松杭などの利用による	用途がない伐採松材を公園の簡易	現状のインベントリでは伐採木材

	木材の活用	舗装などの下に埋込む。	製品は伐採即排出と仮定して算定されており、炭素固定効果は認められていないが、国際交渉の状況を踏まえつつ検討する必要がある。
4	内熱式連続炭化装置による木炭化	森林バイオマスを木炭化（熱利用・無機炭素化）することで、未利用林地残材からの長期的なCO2排出を回避。	未利用林地残材からの長期的なメタン排出は生態モデルにより算定されており、森林バイオマスの炭化量からベースラインを設定することは困難。炭素固定効果については、国際交渉の状況を踏まえつつ検討する必要がある。
5	廃棄ビールからのエタノール回収及び燃料化	消費期限切れの廃棄ビールからエタノールを蒸留し燃料利用。	ベースラインとしてビールが全量廃棄されていることを前提としているが、再利用されているケースが多いといわれている（要確認）。この場合、消費期限切れビールの量が限られており、燃料利用するのに十分な量を得ることが困難であることが予想される。酒税法との関係、技術的妥当性について要確認。

（事務局による推奨）

上記の案件のうち、京都議定書次期枠組における交渉と関連するもの（No.1～4）については、交渉の状況や関連機関における検討状況を踏まえ、継続審議を行うこととする。案件 No.5 については、引き続き事実関係を整理する。